

名張市子ども条例の推進について



《背景》

平成6年6月、日本は国連で採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を158番目の締結国として批准しました。

名張市においての子どもと人権に関わる施策としては、平成3年に「人権尊重都市宣言」を行い、平成7年には「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」を制定してきました。さらに平成16年3月に「名張市人権施策基本計画」を、平成17年3月に「名張市次世代育成支援行動計画」をそれぞれ策定し、「名張市総合計画」「名張市地域福祉計画」等と連携、整合を図りつつ、取り組みを進めてきました。

ところが、近年の児童虐待やいじめ、不登校等の実情について、これらの問題を解決すべき施策は、福祉、教育等を含め幅広い分野にわたっています。しかし、地方自治体が子どもの権利に関わる施策を総合的に推進するためのよりどころとなる方策がないなか、当市では平成18年3月に議員提案により、「名張市子ども条例」を制定しました。

この条例では、国連の「児童の権利に関する条約」にいう、子どもの権利の保障とともに、子どもを保護されるべき「対象」から、一人の人間として、全面的な権利の主体として位置づけることの理念に基づき、「**子どもの権利の救済**」と「**子どもの健全育成**」を総合的に推進するための指標を定めています。

《内容》

- 前文 子どもの権利をまもることが大切なわけ
- 第1章 子どもの定義、市、市民、事業者、保護者、関係施設、子どもの役割（1条～9条）
- 第2章 大切にしたい子どもの権利、子どもの権利救済委員会の設置（10条～16条）
- 第3章 子どもの権利の普及・啓発、子どもの権利を考える週間の設置（17条～18条）
- 第4章 健全育成のための基本計画の策定、子ども会議（19条～22条）
- 第5章 子どもの権利委員会の設置（23条）

《施策の取り組み》

子どもの権利の保障と子どもの健全育成のため、次の施策に取り組んでいきます。

1. 子どもの権利の保障について

（1）子どもの権利救済委員会の設置（16条）

権利の侵害を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済および回復を図るため、子どもの権利救済委員会を設置します。

①子どもの権利救済委員会の役割

- ・子どもの権利に関する相談について、既設の相談窓口と連携し、専門性を活かした支援を行います。
- ・子どもの権利に関する相談について、助言等の支援を行い、問題の防止及び早期解決を図ります。
- ・子どもの権利の救済の申立てについて、調査・審議を実施し、必要に応じ関係機関(者)に助言や是正の要望等を行います。

②子どもの権利救済委員会の性格と構成員

すべての人を対象に開かれた相談窓口として、相談・救済の申立てを受け付けます。申立て内容について調査審議の結果、市や教育委員会等、関係機関(者)に対し、助言や是正の要望等のできる第三者性を担保した運営を行います。

委員に専門的な知識を有する司法関係者等、学識経験者の3名以内を委嘱します。

③設置年月等

平成19年7月に健康福祉部子育て支援室（現福祉子ども部子ども家庭室）に設置。

(2) 子ども相談窓口の強化

- ・子どもの権利に関する相談窓口として、子ども相談員1名を配置し、子どもからの相談に直接応じるための専用電話を設置します。
- ・子ども相談員は、相談内容に応じて関係機関等と連携し、必要に応じて救済委員会からの指示によって問題の解決を図ります。
- ・子ども相談員は、子どもの権利に関する相談について他の既設相談窓口と連携し、問題の解決を図ります。

子ども相談室

場所	名張市丸之内79 名張市総合福祉センターふれあい 2階
相談日時	月・火・木・金曜日 午前8時30分～午後5時15分 水曜日 午前10時30分～午後7時 (土日祝日、12/29～1/3はお休み)
電話相談	0595-63-3118 <子ども専用電話「ばりっ子ほっとライン」> 0800-200-3218(通話料無料)
手紙相談	切手不要のミニレターを市内小学校に配布
メール相談	kodomosoudan@city.nabari.lg.jp

WEB相談受付	
---------	---

(3) 相談員のネットワークの構築

- ・各相談窓口の相談員は、子どもの権利に関する相談について、相談内容や問題解決に向けた手法等に関し定期的に情報交換を行い情報を共有します。
- ・救済委員による専門的な研修等を実施し、相談機能の充実を図ります。

(4) 相談・救済システムの検証

- ・定期的に相談・救済システムの検証を行い、必要に応じて見直し改善をすることにより、子どもの最善の利益が優先され、市民にとってわかりやすい相談窓口の仕組みとなるよう、安心して相談ができるシステムの構築を図ります。

2. 子どもの健全育成のための施策の推進について

(1) 子ども権利委員会の設置（23条）

子どもの健全育成のための施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、子ども権利委員会を設置します。

①子ども権利委員会の業務

- ・市が実施する子どもの権利の保障にかかる施策について、調査審議する機関として設置します。その調査審議した内容について市に提言し、施策の効果的な実施を求めます。
- ・子ども権利委員会の委員は、基本計画策定委員を兼ね、基本計画を作成します。

②子ども権利委員会の構成

人権、教育、福祉など子どもの権利にかかわる分野の学識経験者などから10名以内の委員で組織します。

(2) 施策推進のための具体的な取り組み

① 基本計画の作成（20条）

基本計画の作成に当たっては、子ども権利委員会の委員がその業務を担います。

この基本計画では、子どもの意見を反映しながら、子どもの最善の利益が守られ心身ともに健全に成長するよう、既存の「名張市総合計画」や「名張市地域福祉計画」、「名張市人権施策基本計画」、「名張市次世代育成支援行

動計画」などとの整合を図りつつ、作成します。

また、基本計画に基づく施策の進捗状況について議会に報告を行います。

② 子ども健全育成推進本部の設置（21条）

基本計画に定める子ども施策を総合的、体系的、継続的に推進するため、庁内組織として、基本計画の策定にあわせ、子ども健全育成推進本部を設置します。

③ 子どもの権利の普及活動（17条、18条）

地域の民生委員児童委員協議会連合会やPTA組織、企業、子育てサークルなど、子どもや子育て支援に関わる活動団体等への啓発協力を求めます。さらに広報紙への掲載やケーブルテレビでの啓発、出前トーク、またリーフレット等を利用し、保育所、幼稚園、学校、地域での学習機会を設けます。また、週末を含み、家族みんなで子どもの権利について理解と関心を深める「子どもの権利を考える週間」を設け、権利の普及・啓発に努めます。

④ 子ども会議の開催（22条）

子どもにとって過ごしやすい環境になるよう子どもの意見を聞くための子ども会議を開催し、市施策に反映していきます。

開催にあたっては関係機関と連携・協力し、開催します。なお、その運営については、これまでの子どもや子育て支援に関わっている機関や関係団体等と協働し、子どもが主体的にかかわれる仕組みづくりを構築し、子どもの自主的・自発的な考え方や意見を尊重し実施します。